

令和5年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針

防衛省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和5年4月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当省は、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、令和5年度も引き続き比率が61%、金額が約6,715億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

前項の中小企業・小規模事業者向け契約のうち、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の契約比率については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」とされているところ、当省においても、前年度までの実績を上回るよう努め、3%以上を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当省は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に提供するほか、近傍の機関・部隊等、地方自

治体、商工会議所等への発注情報の掲示を行うことにより、地域の中小企業・小規模事業者の参入機会の拡大に努めるものとする。

- (2) 計画的な調達を行う物件等（物件、工事及び役務を言う。以下同じ。）について、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、調達に先立ってホームページへの掲載等を行うこととする。
- (3) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して十分な説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

官公需に関する相談体制として、工事に係るものについては防衛省整備計画局施設計画課に、工事以外に係るものについては防衛装備庁調達管理部調達企画課に、それぞれ総合的な「官公需相談窓口」を、また、契約担当官等を置いている機関・部隊等ごとに「官公需相談窓口」を設けており、引き続き、東日本大震災及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者その他の中小企業・小規模事業者からの官公需情報、競争参加資格登録、入札に関する手続等の官公需相談に適切に応じるとともに必要な指導を行う。

3 総合評価落札方式の適切な活用

物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として、品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。また、同方式の活用にあたっては、品質を確保しつつ中小企業・小規模事業者が受注しやすい審査項目の設定方法についての検討を行う。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、費用対効果において優れたものとする等々を十分検討（公正性についての検討を含む。）しつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割すること等、可能な限り分離・分割して発注を行う。

特に工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることに鑑み、こうした要請を前提とした分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

5 適正な納期、工期、納入条件等の設定

- (1) 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組、関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越し、国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、第2項に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- (2) 物件等の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。また、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合には、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

- (3) 一括調達又は共同調達を行う場合には、調達を費用対効果において優れたものとすることに留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な納入場所の設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

- (4) 「地域発注者協議会」[※]等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努めるものとする。

※ 地域発注者協議会

発注者間の連携を図るため、地域ブロックごとに組織された協議会。

- (5) 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

6 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

その際、契約に当たって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

7 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- (1) 一般競争及び指名競争並びに少額の随意契約による場合であってオープンカウンター方式[※]により実施する契約の見積り合わせを行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

※ オープンカウンター方式

発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

- (2) 一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者（一等級又は二等級下位の等級者）の参加が可能となるよう弾力的な運用を図る

ものとする。

- (3) 資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

8 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。

また、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

9 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) スタートアップが含まれ得る技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（平成12年10月10日。政府調達（公共事業を除く。）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用にも努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。
- (2) 当省では、WTO基準額未滿かつ特段の事象が認められない工事の契約に際して付す契約保証[※]について、保証金の額を引き下げる等の取組を行っており、引き続き、契約保証に係る制度の適切な運用及び中小企業・小規模事業者への周知に努めるものとする。

※ 契約保証

契約の相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一、その者が契約上の義務を履行しない場合には、その損害の賠償を容易にすることを目的とする保証。

10 地域の中 小企業・小規模事業者の積極的活用

- (1) 小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっているこ

とを踏まえ、一般競争において適切な地域要件の設定に努める（費用対効果において優れたものとする観点も含め、入札参加者が極力、地域の中小企業・小規模事業者からの仕入れや地域住民の雇用、地域の中小企業・小規模事業者を下請けなどとして活用することなどを勧める）とともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、地域の中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。また、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、地域の小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

- (2) 特に、少額の随意契約による場合であって、各機関・部隊等において調達される物件等については、地域経済に寄与する観点も踏まえ、契約実績のある事業者だけでなく、各機関・部隊等の所在する地域の中小企業・小規模事業者を可能な限り見積先に含めることとする。
- (3) 前号の実施のため、地域の中小企業・小規模事業者の新規開拓に努めることとし、例えば地域の中小企業・小規模事業者に対して、官公庁契約への参入の方法、具体的な契約手続・調達方針等について説明する場を設け、参入意欲のある事業者について競争参加資格の取得を促すとともにオープンカウンター方式を活用し、当該方式により新たに参入した地域の中小企業・小規模事業者を活用する等の取組を行うこととする。
- (4) 地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度、地域貢献度等に加え、迅速性、融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

11 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者への配慮

- (1) 業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用を努めるものとする。

- (2) 自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

12 中小石油販売事業者に対する配慮

各機関・部隊等において、災害時等の燃料供給又は燃料輸送に係る協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合又はトラック組合を対象として、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、費用対効果に優れたものとする事等を十分に検討しつつ、当該協定に参加している中小石油販売業者又は中小輸送業者と随意契約を行うなど、中小石油販売業者又は中小輸送業者の受注機会の増大に努めるものとする。

13 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

当省は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払を適切に設定するなどの配慮に努めるものとする。

また、中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払までの資金繰りに配慮し、当省に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、当省は、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、当省の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者へ情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

14 適正な予定価格の作成、契約金額の見直し、ダンピング受注の防止及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進

- (1) 役務、工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費、人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能

性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額）等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、需給の状況（例えば季節要因）や最新の実勢価格等を考慮するよう努めるものとする。

- (2) 役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

特に、人件費比率の高い役務契約については、適切な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

- (3) 清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約を行う前に、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、第1号に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

- (4) 清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約を行った後に、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更す

る必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

- (5) 工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- (6) 物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- (7) 競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。
- (8) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

15 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 被災地域における物件等の発注に当たっては、第1項から第14項までに掲げる措置を講ずるとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うように努めるものとする。
- (2) 物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由による不当な取引の制限、返品等を行うことがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。
- (3) 防衛省・自衛隊の隊員食堂等において、可能な限り被災地域の食材を使用することに努めるとともに、当該地域の食材を使用した場合は、その旨を掲示等により利用者に周知するなど、偏見や不安感の払拭に努めるものとする。

16 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、前項第1号と同様の措置を講ずるものとする。

17 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払及び中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。
- (2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況等を踏まえ、第14項第1号に掲げる適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況又は原材料費、輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- (3) 入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会の確保が図られるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやり取りをする際は電子メールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。
- (4) あらかじめ新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、これを仕様書等に明記するとともに、これに要する経費を算出し、契約金額へ適切に反映させるものとする。また、契約締結後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合には、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行うなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

当省は、新規中小企業者、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

- (1) 役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格設定に際し、調達先に専門的な技術・資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

- (2) 少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先を含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国との調達実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。
- (3) オープンカウンター方式により契約の見積り合わせを実施する場合には、見積り合わせに参加するスタートアップが含まれ得る新規中小企業者を更に増やすため、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。
- (4) 指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品又は役務（いわゆる「トライアル発注認定商品等」）その他関係法令等で認定された商品又は役務のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大に努めるものとする。
- (5) 第2第2項に規定する「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に対しても適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第1

8号の規定により随意契約によることができることを考慮し、受注機会の増大に努めるものとする。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制として、現行の総合取得改革推進委員会及び同委員会に置かれた調達管理部会を活用することとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握、みなし大企業の確認等、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附 則

官公需法第5条第3項の規定により、本方針は速やかに公表する。